

北本市教育委員会 令和5年4月定例会会議録					
1 日 時	令和5年4月27日(木) 午後2時00分から3時50分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	神子修一				
4 出席した委員の 氏 名	一 黒川範子	二 委員久保田篤正	三 委員若山晋		
	四 委員関根桂子	五 委員森田高正			
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席 し た 職 員	草野教育部長、加藤教育部参与、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学 校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長				
議案及び報告件名	議事の大要				
1 開会の宣言	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会4月定例会を開会する。				
2 会議録の承認 について	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会3月定例会の議事録について質 問、意見、訂正等あるか。  — 各委員、特に意見なし —  神子教育長： 令和5年北本市教育委員会3月定例会の議事録については、 承認としてよろしいか。  — 各委員、了承 —  神子教育長： 令和5年北本市教育委員会3月定例会の議事録は、承認す る。				
3 会議録署名委 員の指名につい て	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の久保田委員にお 願いする。				
4 議事の取扱い の発議	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が12件、議案が3件の計15件で ある。 なお、本日の教委報告第34号から第38号、教委議案第2 5号から第27号については個人情報に関する案件のため、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の 規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。  — 各委員、了承 —  神子教育長： 本日の教委報告第34号から第38号、教委議案第25号か ら第27号については、「非公開」審議とする。				

<p>5 報告事項(公開案件)</p> <p>(1) 教委報告第27号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第27号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、学校教育課及び生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>谷掛学校教育課副課長： (教委報告第27号1、2)</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第27号3～8)</p> <p>神子教育長： 教委報告第27号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 青年会議所のイベントについては、昨年度実施したチームで参加する水風船のイベントが替わったものか。 昨年度実施したイベントの実施はあるか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 新しいイベントであり、昨年度実施したイベントについては実施の予定はないようである。</p> <p>久保田委員： ソフトボールの県大会予選については、市内に中学校で3チームあると思うが、対象に8チームとあるのは、北本市周辺市町なのか、県全域なのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 近隣市町ではなく、県全域であると聞いている。 各学校で集まって合同チームを作りて参加する。</p> <p>久保田委員： ソフトボールの県大会の予選は、北本市だけで実施されるということか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： そう聞いている。</p> <p>関根委員： 小学校球技大会での役員には、児童のけがに対応できるような人はいるのか。</p> <p>谷掛学校教育課副課長： 看護師1名に常駐してもらい、けが等に対応できるようにしている。</p> <p>神子教育長： 他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第27号については、了承としてよいか。</p>
-----------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

— 各委員、了承 —

神子教育長： 教委報告第27号については、了承とする。

(2) 教委報告  
「第28号「令和5年度児童生徒数及び学級数について」

神子教育長： 教委報告第28号「令和5年度児童生徒数及び学級数について」について、学校教育課より説明をお願いする。

木暮学校教育課長： (教委報告第28号の説明)

神子教育長： 教委報告第28号について、質疑はあるか。

久保田委員： 数年前に西小学校の児童数が増加した理由として、分譲地の開発があったとのことだったが、今年度の児童数が増加した理由は何かあるか。

木暮学校教育課長： 今回も宅地が増えていることが理由である。

南小学校区においても、建売り住宅が増加しており、児童数が増えており、学級数が増加している状況。

関根委員： 学級の定員数が決まっていて、例えば6年生でも石戸小学校55名、西小学校79名で同じ2学級である。

1学級に対する児童数が違うと思うが、市で何らかの対応をしているのか。

木暮学校教育課長： 教務の担当をしている教職員が児童数が多い学級を重点的にフォローしている。

また、学力向上支援員を配置したりしている。

黒川委員： 北本中学校の1年生が昨年比で25名減っているが、どういった理由か。

木暮学校教育課長： この年の小学6年生の卒業者数自体が少なかった。  
世代として少ない世代であった。

久保田委員： 私立の学校に進学する生徒の割合はどうなっているか。  
増えている傾向にあるか。

木暮学校教育課長： 昨年度の小学6年生で私立学校や県立学校に進学したのは16人だったので、割合としては多くない。

神子教育長： 他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委報告第28号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

神子教育長： 教委報告第28号については、了承とする。

- (3) 教委報告  
第29号「令  
和4年度各  
小・中学校第  
3学期状況  
報告につい  
て」
- 神子教育長： 教委報告第29号「令和4年度各小・中学校第3学期状況報  
告について」について、学校教育課より説明をお願いする。

谷掛学校教育課副課長： (教委報告第29号の説明)

神子教育長： 教委報告第29号について、質疑はあるか。

黒川委員： 北本市では、PTA活動への加入はどうなっているか、

櫻井生涯学習課長： 基本的には任意加入となっている。  
PTA会長会でも任意加入であると確認している。

神子教育長： PTA活動については、保護者の方が参加しやすいようにし  
ていきたいと思っている。

久保田委員： 長期欠席している児童・生徒数で、中学校で111人だが、  
1388人中の割合で考えると約8%であるが、全国的に見  
て多いのか。

谷掛学校教育課副課長： 一人でも多くの子が社会と繋がりを持てる状況を作っていくことが重要であると考えている。  
中には、全欠の子どももいるが、この数字の中には学校施設  
やフリースクール、ホームスクールに通っている子もいる。

草野部長： 不登校については、全国平均が約4%、北本市が約5%であ  
るので、少し多い状況である。  
課題として捉えており、ほっとルームや相談室等で対応し  
たり、リモートを活用したりしている。

若山委員： 長期欠席の理由内訳の中で「その他」があるが、理由はわか  
るか。

谷掛学校教育課副課長： この「その他」には、フリースクールに通っていたり、芸能  
活動を行っていて長期欠席となっている子がいる。

黒川委員： さわやか相談室への登校、ほっとルームへの登校の子ども

の次の進路をしっかりと決めて卒業させていくというのは、大変な事であると思うが、素晴らしいことだと思う。

子ども達の成長を長い目で見てこれからも頑張っていただきたい。

森田委員：さわやか相談室やほっとルームの先生は、どういった方がなられているのか。

保護者の方も一緒にカウンセリング等を聞かれた方がよいと考える。

谷掛学校教育課副課長：ほっとルームに関しては元教員や、教員免許を所持している方が担当して学習指導等行っている。

また、別途県からもスクールカウンセラーが派遣されたりもして、教育センターで保護者を含めて一緒に面談を行っている。

また、ほっとルームに通っていても通常クラスに在席をしており、担任がいるため、空いている時間で担任もほっとルームに回って声かけをしている。

森田委員：カウンセラーの先生は常駐ではなく、定期的に学校に行って、予約をしてカウンセリングを受けるということか。

谷掛学校教育課副課長：そのような形で実施している。

木暮学校教育課長：ほっとルームの利用を開始する際には、校長、保護者、本人で面談を実施し、どういった形で通常のクラスに戻ることが可能かを話し合う。

この時期までにこのようなことが出来るようになりたいといったことを話している。

子どもの発達段階により、達成されるかは様々だが、目標を持たせて保護者了解のもとで進めていく。

神子教育長：他市に比べて、クラスに通えない等の児童生徒に対しては手厚く対応できている。

草野教育部長：学習支援室については、市内4中学校中3校に設置しており、元教員が学習支援にあたっている。

さわやか相談室については、市内4中学校中4校に設置しており、この相談員はカウンセリングの経験が豊富な方が常駐しており、小学校に通っていても相談が出来る。

また学校適応指導教室（ステップ学級）については、教育センターに設置しており、元校長、言語聴覚士、臨床心理士がいて様々な相談、保護者への支援等に対応している。

	<p>加えて、県のスクールカウンセラーが各学校を巡回をしており、全体として何重にも児童生徒をフォロー出来る体制を整えている。</p> <p>神子教育長： 他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第29号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第29号については、了承とする。</p>
(4) 教委報告 第30号「令 和4年度学 力向上・生徒 指導推進事 業状況報告 について」	<p>神子教育長： 教委報告第30号「令和4年度学力向上・生徒指導推進事業状況報告について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>谷掛学校教育課副課長： (教委報告第30号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第30号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第30号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第30号については、了承とする。</p>
(5) 教委報告 第31号「第 7回きたも とピアノフ ェスティバル 実績報告 について」	<p>神子教育長： 教委報告第31号「第7回きたもとピアノフェスティバル実績報告について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第31号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第31号について、質疑はあるか。</p> <p>森田委員： 有名なピアニストの演奏の前に、市内在住で音大に通っていた方等にゲストとして出演していただけだと、更に活性化されるのではないか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 今年度事業の参考とさせていただきたい。</p>

	<p>神子教育長： 他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第31号については、了承としてよいか。</p> <p>— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第31号については、了承とする。</p>
(6) 教委報告 第32号「北 本さくらウ オーク20 23の実績 報告につい て」	<p>神子教育長： 教委報告第32号「北本さくらウォーク2023の実績報告について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第32号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第32号について、質疑はあるか。</p> <p>神子教育長： 市役所に車を駐車し、さくらウォークに参加した人は、ゴー ルの野外活動センターからどのように戻ってくるのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： さくらまつりと同日で開催されているため、さくらまつり で運行しているシャトルバスを利用して駅の方に戻ってきて いる人が多い。 交通の便や集客効果を踏まえて、同日に開催出来るよう 設定した。</p> <p>神子教育長： 他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p>
(7) 教委報告 第33号「東 光寺板石塔 婆収蔵庫公 開について」	<p>神子教育長： 教委報告第32号については、了承としてよいか。</p> <p>— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第32号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第33号「東光寺板石塔婆収蔵庫公開について」に について、文化財保護課より説明をお願いする。</p> <p>齊藤文化財保護課長： (教委報告第33号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第33号について、質疑はあるか。</p>

	<p>神子教育長： 収蔵庫も立派な収蔵庫を作っていて、北側用地も大きくなっているため、教育委員の皆さんにも見学いただきたい。</p> <p>文化財保護課で、他の行事等を合わせて見学出来るように検討してもらいたい。</p> <p>齊藤文化財保護課長： 了解した。</p> <p>神子教育長： 他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第33号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第33号については、了承とする。</p>
6 議案審議(公開案件)	<p>神子教育長： 議案審議の公開案件に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第24号「北本市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第24号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第24号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第24号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第24号については、可決とする。</p>
7 報告事項(非公開案件)	<p>神子教育長： 報告事項の非公開案件に入る。</p> <p>議案に関係のない職員の退席を求める。</p> <p style="text-align: center;">— 関係のない職員、退席 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第34号「北本市社会教育委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p>

<p>本市社会教育委員の任命について」</p> <p>(10) 教委報告第35号「北本市人権教育推進委員会委員の委嘱及び任命について」</p> <p>(11) 教委報告第36号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の任命について」</p>	<p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第34号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第34号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第34号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第34号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第35号「北本市人権教育推進委員会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第35号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第35号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第35号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第35号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第36号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第36号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第36号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第36号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第36号については、了承とする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(12) 教委報告 第37号「北本市青少年指導委員会委員の任命について」</p> <p>(13) 教委報告 第38号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱及び任命について」</p> <p>8 審議案件(非公開案件)</p> <p>(14) 教委議案 第25号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第37号「北本市青少年指導委員会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第37号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第37号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第37号については、了承としてよいか。</p> <p>— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第37号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第38号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第38号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第38号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第38号については、了承としてよいか。</p> <p>— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第38号については、了承とする。</p> <p>— 関係職員、入替 —</p> <p>神子教育長： 審議案件の非公開案件に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第25号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第25号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第25号について、質疑はあるか。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第25号については、可決としてよいか。
	— 各委員、了承 —
	神子教育長： 教委議案第25号については、可決とする。
(15) 教委議案 第26号「令 和5年度「学 校運営協議 会」委員の任 命について」	神子教育長： 教委議案第26号「令和5年度「学校運営協議会」委員の任命について」について、学校教育課より説明をお願いする。  木暮学校教育課長： (教委議案第26号の説明)  神子教育長： 教委議案第26号について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第26号については、可決としてよいか。
	— 各委員、了承 —
	神子教育長： 教委議案第26号については、可決とする。
(16) 教委議案 第27号「学 校医、学校歯 科医及び学 校薬剤師の 委嘱について」	神子教育長： 教委議案第27号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」について、学校教育課より説明をお願いする。  木暮学校教育課長： (教委議案第27号の説明)  神子教育長： 教委議案第27号について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第27号については、可決としてよいか。
	— 各委員、了承 —
	神子教育長： 教委議案第27号については、可決とする。
	— 職員、入室 —
9 その他	神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。  教育部長： (北本市立学校の適正化対象校の調査について)

	生涯学習課： (和解にかかる専決処分について) 学校教育課： (小学校教科書採択事務について) 学校教育課： (教育委員による学校訪問について) 10 閉会の宣言 神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会4月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和5年5月25日 教育長 神子 伸一 署名委員 久野 日出一 書記 落合 元